

蕪崎市地域福祉計画

平成27年3月

蕪崎市

はじめに

本市では、平成17年3月に「市民参加で地域を支える地域づくり」「安心して暮らせる仕組づくり」「健康で生きがいをもって社会参加できる環境づくり」の3つを基本目標とする「韮崎市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。その後平成22年3月には後期計画を策定し、地域の方々とともに計画に掲げる取り組みを推進してまいりました。



しかしながら、時代の流れを見ますと、人と人とのつながりの希薄化や高齢化の進行など、地域社会が大きく変わりゆく中、地域の福祉ニーズも多様化、複雑化しており、行政が提供するサービスのみでは、十分な支援を行うことが一層困難となっていくことが予測されます。

また、先の東日本大震災の教訓として、地域での思いやりや支え合いが非常に重要であることが改めて認識されました。

この計画では、こうした地域社会の変化等を踏まえ、「誰もが安心して暮らせる 思いやりと支え合いのまち 韮崎」を基本理念として、すべての人が地域で支え合うまちづくりに向けた取り組みを推進し、市民の皆様とともに、一層の地域福祉の推進を図っていくことを目指しております。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査や、様々な機会を通じてご協力いただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成27年3月

韮崎市長

原 久夫

目次

| | |
|--|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 第1節 計画策定の趣旨 | 1 |
| 第2節 計画の位置づけ | 2 |
| 第3節 計画の対象 | 2 |
| 第4節 計画の担い手 | 2 |
| 第5節 計画の期間 | 2 |
| 第2章 韮崎市の地域福祉を取り巻く現状 | 3 |
| 第1節 統計データから見る市の現状 | 3 |
| 第2節 各種アンケート調査結果からみる現状 | 16 |
| 第3章 計画の目指す方向 | 28 |
| 第1節 計画の基本理念 | 28 |
| 第2節 計画の基本目標 | 29 |
| 第3節 施策の体系 | 31 |
| 第4章 施策の展開 | 33 |
| 基本目標1 市民参加で支え合える地域づくり | 33 |
| (1) 地域福祉ネットワークの構築 | 33 |
| (2) 子どもが健やかに育つ地域づくり | 34 |
| (3) 次代を担う青少年の福祉教育の推進 | 35 |
| (4) ボランティア団体とNPO法人の育成 | 36 |
| 基本目標2 安心して暮らせる仕組みづくり | 37 |
| (5) 誰にもやさしいまちづくり | 37 |
| (6) 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの連携 | 39 |
| (7) 福祉支援情報システムの構築 | 40 |
| (8) 災害時等緊急体制の整備 | 41 |
| (9) 安全なまちづくり | 43 |
| (10) 安心して産み育てられる支援体制 | 44 |
| (11) 権利擁護の推進 | 46 |
| (12) 生活困窮者等への自立支援の充実 | 47 |
| 基本目標3 健康で生きがいをもって社会参加できる環境づくり | 48 |
| (13) 健康づくりの支援 | 48 |
| (14) 生涯学習の推進 | 50 |
| (15) 高齢者・障がい者の就労支援、雇用の促進 | 51 |
| (16) 地域交流の推進 | 52 |

| | |
|----------------------------|----|
| 第5章 計画の推進に向けて | 53 |
| 第1節 計画の普及・啓発 | 53 |
| 第2節 市民・関係団体・行政等の連携推進 | 53 |
| 第3節 庁内推進体制の構築 | 53 |
| 第4節 計画の進行管理 | 53 |

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

近年、少子化・核家族化の進行や、価値観・ライフスタイルが多様化する中で、世代間のつながりが希薄化するとともに、隣近所をはじめとする地域の人との交流機会も減少する傾向が見られます。こうした中、相談する相手がいないなど、子育てに関して不安や悩みを抱え、孤立する人も増加しています。

高齢者に関しては、高齢化が急速に進行する中で、いつまでも健康で生きがいをもって、可能な限り自立した生活を送れるよう、地域が全体で支えていくことの重要性が増しています。

また、75歳以上の後期高齢者の増加と比例して、認知症や要介護認定者の増加も見込まれます。こうした中、高齢者本人だけでなく、その家族への支援も、地域ぐるみで行うことが大切です。

そして、障がいのある人が、自らの状態に応じて適切な支援を受けながら、可能な限り自立した生活を送れるよう、また、必要な支援が適切に受けられるよう、地域のさまざまな主体が連携し、見守り、支援を行っていくことが求められます。

さらには、社会・経済環境が大きく変化する中、経済的に困窮する人が増加する傾向が見られます。就労への支援をはじめ、一人ひとりの状況に応じた適切な支援の実施を、関係機関等が連携して行う必要があります。

本市では、平成17年以降、人口減少が続いており、地域の活力、地域のつながりを維持することが喫緊の課題となっています。そうした中、平成17年3月に計画期間10年間の「韮崎市地域福祉計画」を策定し、「市民参加で地域を支える地域づくり」「安心して暮らせる仕組づくり」「健康で生きがいをもって社会参加できる環境づくり」の3つの基本目標に沿って地域福祉の推進を図ってきました。そして平成22年3月には中間見直しを行い、残り5年間を対象とした後期計画の策定をしています。

また、平成21年3月に「韮崎市第6次長期総合計画」を策定し、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の柱のもと、重点プロジェクトとして「自助・共助・公助で高める安全・安心向上プロジェクト」を立ち上げ、市民との協働により安全・安心のまちづくりに取り組んできました。

このような社会状況の中で、本市のこれからの10年にわたる地域福祉活動の方向性を定めるため、「韮崎市地域福祉計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として、本市における地域福祉推進の基本的指針を定めるものとなります。

また、韮崎市長期総合計画を基盤としながら、福祉に関連する各個別計画（第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者ふれあい計画・障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画）における地域福祉施策の基本的な方向性を示すものです。

第3節 計画の対象

高齢者や障がい者本人とその家族、地域の中で孤立しがちな子育て中の親、経済的に困難な状況にある人など、年齢、性別や国籍などに関わりなく、地域に暮らし、活動するすべての人を対象とします。

第4節 計画の担い手

地域福祉の担い手は、地域住民、自治会、一般企業、商店街、社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア、NPO法人、学校、社会福祉法人、社会福祉従事者（民間事業者を含む）、福祉関連民間事業者など、地域に暮らし、活動するすべての人です。

今後、これらの人や団体がそれぞれの立場で役割を担うとともに、地域の課題解決に向けて積極的に交流・連携し、地域福祉の推進に向けて取り組んでいくことが期待されます。

第5節 計画の期間

本計画期間は、平成27年度から平成36年度の10年間とします。また、必要に応じて、適宜見直しを行います。

第2章 韮崎市の地域福祉を取り巻く現状

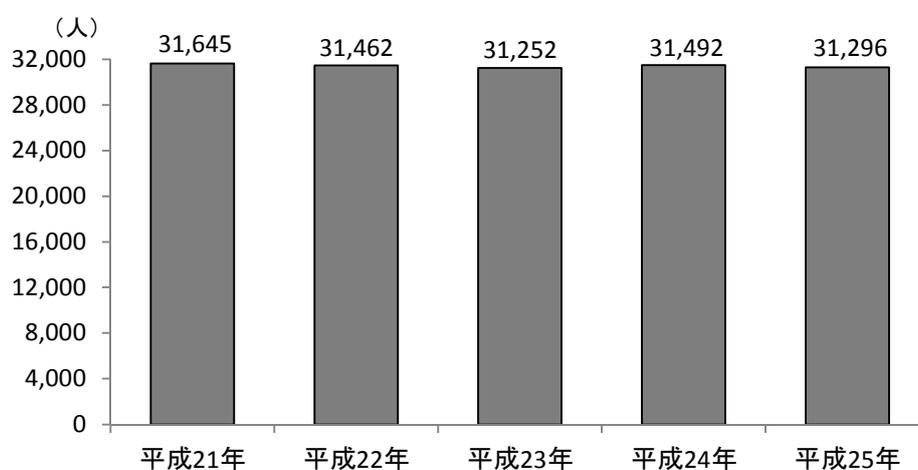
第1節 統計データから見る市の現状

(1) 人口・世帯の推移

① 総人口の推移

総人口は、平成21年から平成25年にかけて、31,645人から31,296人へと、349人の減少となっています。

■ 総人口の推移



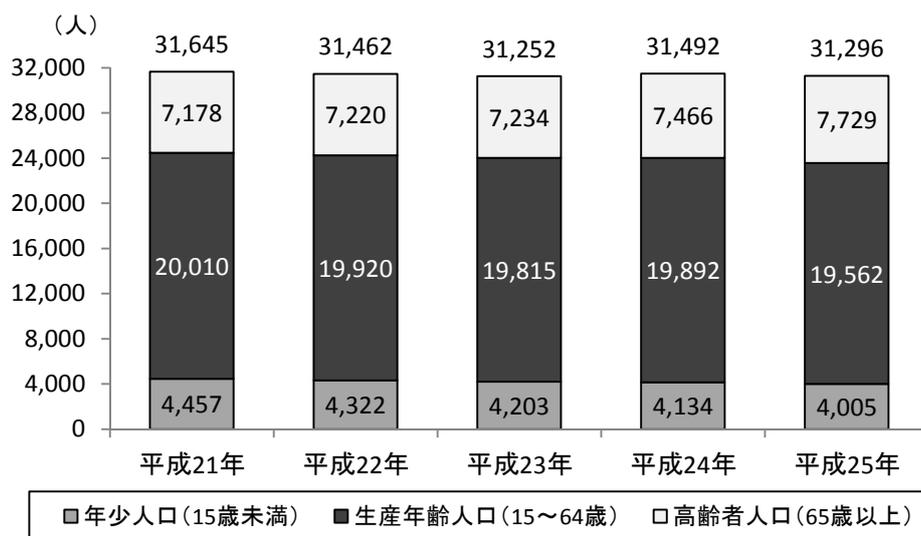
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

②年齢3区分別人口の推移

年齢区別にみると、平成21年から平成25年にかけて、高齢者人口のみ増加傾向となっています。

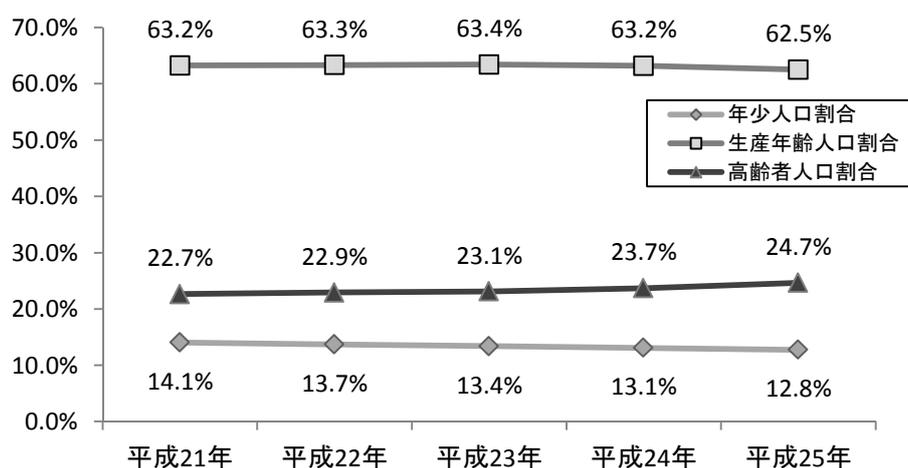
また、高齢者割合も同期間中に22.7%から24.7%へと、2.0ポイント増加しています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

■年齢3区分別人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

③地区別人口の状況

地区別人口をみると、「韮崎地区」で24.0%と最も割合が高く、次いで「藤井地区」が14.4%、「竜岡地区」が12.3%となっています。

■地区別人口の状況

| | 人数(人) | 人口比(%) |
|------|--------|--------|
| 韮崎地区 | 7,787 | 24.0 |
| 穂坂地区 | 2,598 | 8.0 |
| 藤井地区 | 4,677 | 14.4 |
| 中田地区 | 1,579 | 4.9 |
| 穴山地区 | 1,678 | 5.2 |
| 円野地区 | 1,053 | 3.2 |
| 清哲地区 | 1,242 | 3.8 |
| 神山地区 | 1,248 | 3.8 |
| 旭地区 | 3,715 | 11.4 |
| 大草地区 | 2,912 | 9.0 |
| 竜岡地区 | 3,988 | 12.3 |
| 合計 | 32,477 | 100.0 |

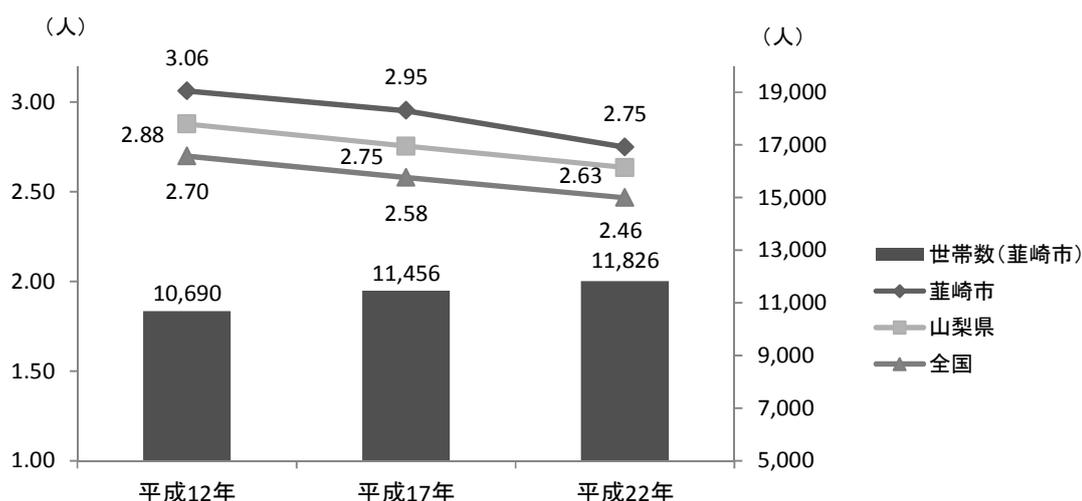
資料：平成22年国勢調査

④世帯数の推移（国・県との比較）

世帯数は、平成17年から平成22年にかけて、10,690世帯から11,826世帯へと1,136世帯増加しています。

1世帯当たり人員は、国、県の平数値を上回っていますが、同期間に3.06人から2.75人へと減少しています。

■世帯数・1世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査

⑤地区別世帯の状況

地区別世帯をみると、「葦崎地区」で27.5%と最も割合が高く、次いで「藤井地区」が14.7%、「竜岡地区」が12.2%となっています。

1世帯当たり人員をみると、「旭地区」で3.42人と最も多く、「葦崎地区」で2.39人と最も少なくなっています。

■地区別世帯の状況

| | 世帯数 (世帯) | 世帯比 (%) | 人口 (人) | 1世帯当たり 人員(人) |
|------|-------------|------------|-----------|-----------------|
| 葦崎地区 | 3,255 | 27.5 | 7,787 | 2.39 |
| 穂坂地区 | 854 | 7.2 | 2,598 | 3.04 |
| 藤井地区 | 1,737 | 14.7 | 4,677 | 2.69 |
| 中田地区 | 580 | 4.9 | 1,579 | 2.72 |
| 穴山地区 | 570 | 4.8 | 1,678 | 2.94 |
| 円野地区 | 395 | 3.3 | 1,053 | 2.67 |
| 清哲地区 | 421 | 3.6 | 1,242 | 2.95 |
| 神山地区 | 463 | 3.9 | 1,248 | 2.70 |
| 旭地区 | 1,085 | 9.2 | 3,715 | 3.42 |
| 大草地区 | 1,018 | 8.6 | 2,912 | 2.86 |
| 竜岡地区 | 1,448 | 12.2 | 3,988 | 2.75 |
| 合計 | 11,826 | 100.0 | 32,477 | 2.75 |

資料：平成22年国勢調査

⑥子どものいる世帯の推移

平成12年から平成22年にかけて、18歳未満の児童のいる世帯、6歳未満の児童のいる世帯数は、ともに減少傾向となっています。

一方、同期間に、18歳未満の児童のいる母子家庭世帯や父子家庭世帯は増加傾向となっています。

■子どものいる世帯の状況

| (世帯) | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|-------------------|-------|-------|-------|
| 18歳未満の児童のいる世帯 | 3,668 | 3,494 | 3,184 |
| 6歳未満の児童のいる世帯 | 1,558 | 1,372 | 1,129 |
| 18歳未満の児童のいる母子家庭世帯 | 113 | 127 | 256 |
| 18歳未満の児童のいる父子家庭世帯 | 14 | 19 | 32 |

資料：国勢調査

⑦高齢者世帯の推移

平成21年から平成26年にかけて、一人暮らし高齢者世帯は512世帯から648世帯へと136世帯増加しています。

また、同期間に、高齢者夫婦世帯は1,092世帯から1,257世帯へと165世帯増加しています。

■高齢者世帯の推移

| (世帯) | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一人暮らし高齢者世帯 | 512 | 551 | 591 | 606 | 633 | 648 |
| 高齢者夫婦世帯 | 1,092 | 1,126 | 1,359 | 1,158 | 1,215 | 1,257 |

資料：葦崎市福祉課（各年10月1日現在）

◎婚姻・離婚の状況

平成 21 年から平成 25 年にかけて、婚姻件数は 103 件から 143 件の間で推移しています。

離婚件数は、同期間に 49 件から 71 件の間で推移しています。

■婚姻件数・離婚件数の推移

| (件) | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 |
|------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 婚姻件数 | 130 | 135 | 143 | 140 | 103 |
| 離婚件数 | 57 | 49 | 54 | 71 | 52 |

資料：蕨崎市福祉課

◎生活保護世帯の推移

平成 21 年から平成 25 年にかけて、生活保護世帯数は 111 件から 119 件の間で推移しています。

■生活保護世帯数

| (世帯) | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 生活保護世帯数 | 111 | 117 | 111 | 119 | 119 |

資料：蕨崎市福祉課

(2) 子どもの現状

①出生数及び出生率の推移

平成 21 年から平成 25 年にかけて、出生数は 205 人から 224 人の間で推移しています。

出生率は、同期間に 6.4 から 7.0 の間で推移しています。

■出生数・出生率の推移

| | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 |
|----------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 出生数(人) | 205 | 224 | 212 | 211 | 200 |
| 出生率 (千人につき) | 6.4 | 7.0 | 6.8 | 6.7 | 6.5 |

資料：韮崎市福祉課（各年3月末日現在）

②合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率についてみると、平成 21 年から平成 25 年にかけて、1.15 から 1.32 へと、0.17 ポイント上昇しています。

国、県との比較では、県と同値であった平成 22 年を除き、いずれの年も下回っています。

■合計特殊出生率の推移（国・県との比較）

| | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 韮崎市 | 1.15 | 1.34 | 1.34 | 1.27 | 1.32 |
| 山梨県 | 1.31 | 1.34 | 1.41 | 1.43 | 1.44 |
| 国 | 1.37 | 1.39 | 1.39 | 1.41 | 1.43 |

資料： 国……人口動態統計
県…山梨県統計資料
市……韮崎市保健課

③児童・生徒数の推移

平成 21 年から平成 26 年にかけて、幼稚園児数を除き、保育園児数、小学児童数、中学生徒数のいずれも減少傾向となっています。

幼稚園児数は、平成 21 年から 23 年にかけて減少していますが、平成 24 年から平成 26 年にかけて増加傾向となっています。

■児童・生徒数の推移

| (人) | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 幼稚園児数 | 339 | 327 | 326 | 345 | 359 | 361 |
| 保育園児数 | 613 | 595 | 601 | 591 | 539 | 516 |
| 小学児童数 | 1,916 | 1,852 | 1,776 | 1,700 | 1,642 | 1,617 |
| 中学生徒数 | 1,027 | 1,006 | 988 | 967 | 949 | 908 |
| 合計 | 3,895 | 3,780 | 3,691 | 3,603 | 3,489 | 3,402 |

資料：韮崎市福祉課（各年5月1日現在）

(3) 高齢者の現状

①老人クラブの会員数及び単位クラブ数の推移

平成 21 年から平成 26 年にかけて、老人クラブの会員数は 2,079 人から 1,756 人へと 323 人減少しています。

また単位クラブ数は、平成 22 年の 66 クラブをピークに減少傾向が続き、平成 26 年には 59 クラブとなっています。

■老人クラブ会員数・単位クラブ数の推移

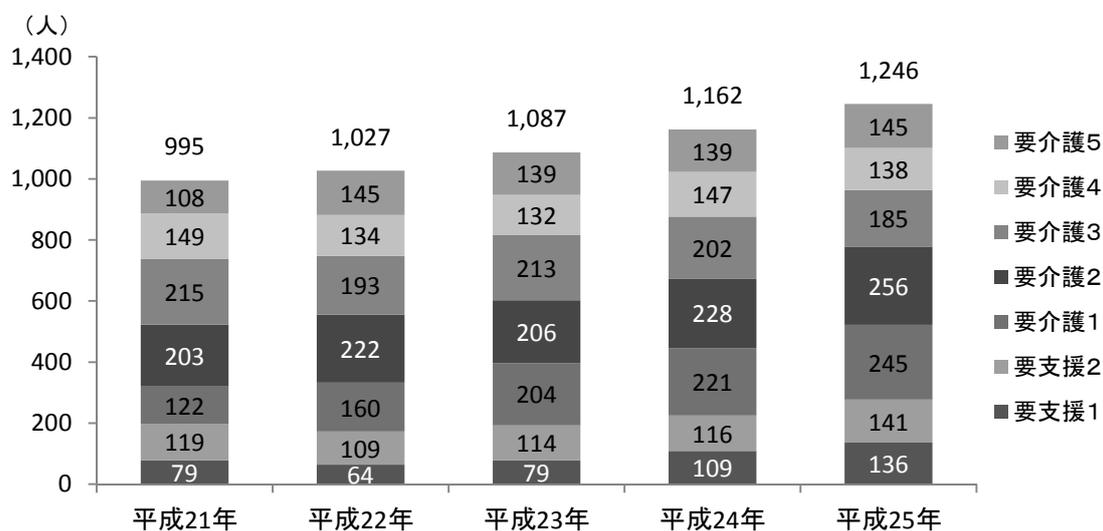
| | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 会員数(人) | 2,079 | 2,107 | 1,977 | 1,895 | 1,858 | 1,756 |
| 単位クラブ数 (クラブ) | 63 | 66 | 65 | 63 | 61 | 59 |

資料：韮崎市福祉課（各年4月1日現在）

②要介護等認定者数の推移

平成 21 年から平成 25 年にかけて、要介護認定者数は 995 人から 1,246 人へと、251 人増加しています。

■要介護認定者数の推移（第1号被保険者）



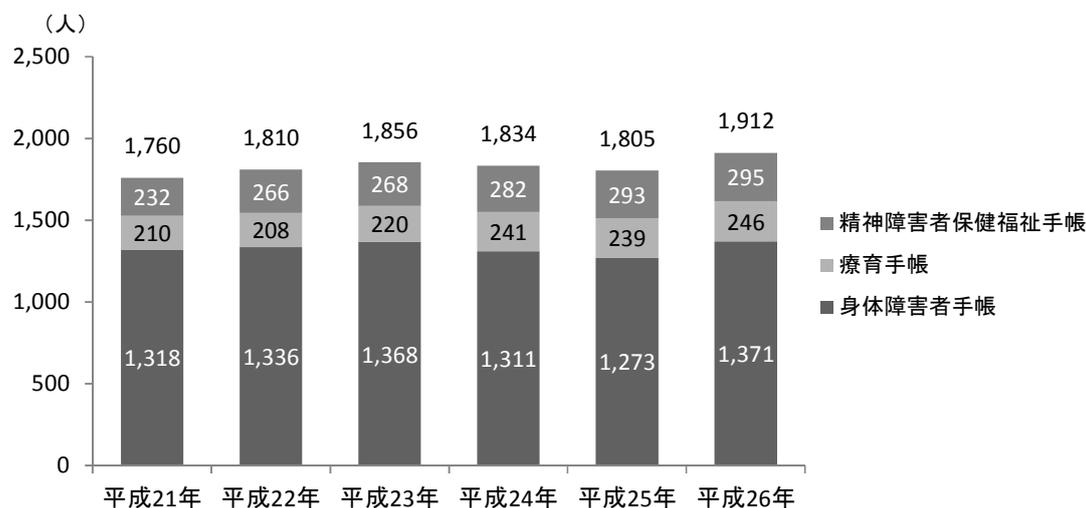
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

(4) 障がい者等の現状

①障がい者手帳所持者数の推移

平成 21 年から平成 26 年にかけて、障がい者手帳所持者数は 1,760 人から 1,912 人へと、152 人増加しています。

■障がい者手帳所持者数の推移



資料：葦崎市福祉課（各年4月1日現在）

②身体障がい者数の推移

平成 21 年から平成 26 年にかけて、身体障がい者手帳所持者数は 1,318 人から 1,371 人へと、53 人増加しています。

等級別にみると、各年度とも、重度（1級、2級）の割合が4割を超えています。

■身体障がい者手帳所持者数（等級別）の推移

| (人) | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 1級 | 398 | 396 | 425 | 399 | 381 | 431 |
| 2級 | 189 | 188 | 181 | 171 | 151 | 167 |
| 3級 | 205 | 208 | 217 | 206 | 194 | 219 |
| 4級 | 348 | 361 | 373 | 367 | 391 | 379 |
| 5級 | 83 | 88 | 81 | 79 | 71 | 77 |
| 6級 | 95 | 95 | 91 | 89 | 85 | 98 |
| 合計 | 1,318 | 1,336 | 1,368 | 1,311 | 1,273 | 1,371 |

資料：葦崎市福祉課（各年4月1日現在）

③療育手帳所持者数の推移

平成 21 年から平成 26 年にかけて、療育手帳所持者数は、210 人から 246 人へと 36 人増加しています。

年齢別にみると、18 歳未満では 50 人前後、18 歳以上では 160 人から 190 人の間で推移しています。

■療育手帳所持者数の推移

| | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 【18 歳未満】(人) | | | | | | |
| A(最重度、重度) | 25 | 21 | 23 | 22 | 16 | 20 |
| B(中度、軽度) | 25 | 24 | 27 | 31 | 34 | 38 |
| 小計 | 50 | 45 | 50 | 53 | 50 | 58 |
| 【18 歳以上】(人) | | | | | | |
| A(最重度、重度) | 87 | 84 | 85 | 92 | 98 | 99 |
| B(中度、軽度) | 73 | 79 | 85 | 96 | 91 | 89 |
| 小計 | 160 | 163 | 170 | 188 | 189 | 188 |
| 合計 | 210 | 208 | 220 | 241 | 239 | 246 |

資料：韮崎市福祉課（各年4月1日現在）

④精神障がい者数等の推移

平成 21 年から平成 26 年にかけて、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 232 人から 295 人へと、63 人増加しています。

等級別にみると、各年度とも、2 級の割合が 6 割を超えています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（障害程度別）の推移

| (人) | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 1 級 | 71 | 81 | 81 | 71 | 75 | 65 |
| 2 級 | 145 | 166 | 164 | 180 | 188 | 196 |
| 3 級 | 16 | 19 | 23 | 31 | 30 | 34 |
| 合計 | 232 | 266 | 268 | 282 | 293 | 295 |

資料：韮崎市福祉課（各年4月1日現在）

(5) 地域の現状

①自治会加入率の推移

平成 21 年から平成 26 年にかけて、自治会加入率は 76.0%から 74.4%へと 1.6 ポイント減少しています。

■自治会加入率の推移

| | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 自治会加入率 (%) | 76.0 | 76.4 | 75.1 | 74.5 | 74.6 | 74.4 |

資料：韮崎市（各年4月1日現在）

②ボランティア登録者数の推移

平成 21 年から平成 25 年にかけて、ボランティア登録者数は 575 人から 666 人へと 91 人増加しています。

■ボランティア登録者数の推移

| | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 登録者数(人) | 575 | 605 | 610 | 621 | 666 |

資料：韮崎市社会福祉協議会

③虐待相談件数の推移

平成 21 年から平成 25 年にかけて、児童虐待相談件数は 15 件前後で推移しています。

高齢者虐待相談件数は、同期間に 10 件前後で推移しています。

■虐待相談件数の推移

| (件) | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 児童虐待相談件数 | 16 | 15 | 14 | 14 | 15 |
| 高齢者虐待相談件数 | 8 | 7 | 10 | 10 | 8 |

資料：葦崎市福祉課

④民生委員への相談件数の推移

平成 21 年から平成 25 年にかけて、民生委員への相談件数は約 1,400 件から 2,500 件の間で推移しています。

■民生委員への相談件数

| | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 |
|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 民生委員への相談件数 (件) | 2,144 | 2,026 | 1,401 | 1,882 | 2,558 |

資料：葦崎市福祉課

第2節 各種アンケート調査結果からみる現状

(1) 韮崎市 子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査

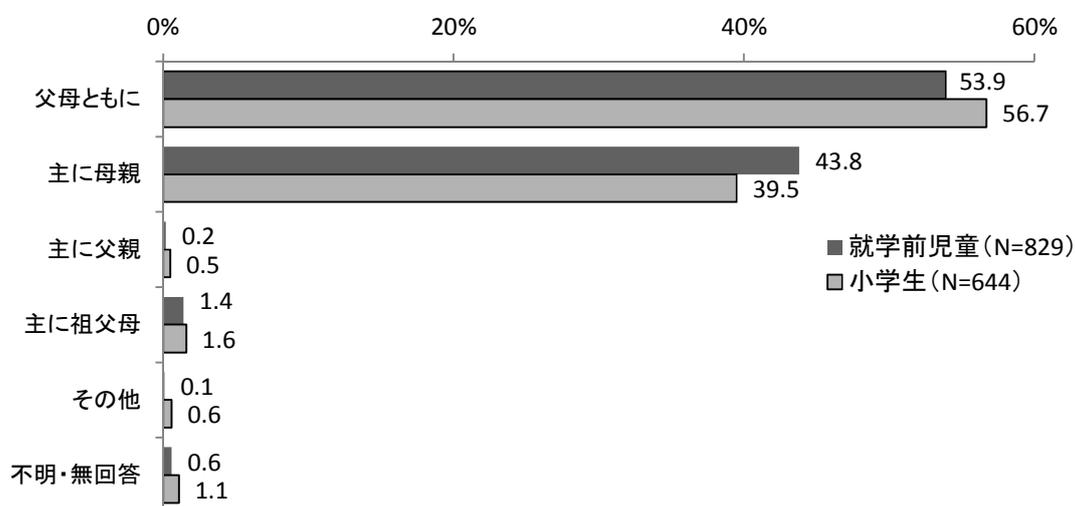
【調査の概要】

| | |
|------|---|
| 調査対象 | 「就学前児童」「小学生」のお子さんをお持ちの世帯・保護者 |
| 調査方法 | 幼稚園・保育園・小学校を通しての配布・回収 施設未利用者は郵送配布・郵送回収 |
| 調査期間 | 平成26年1月10日～平成26年1月24日 |

| 配布・回収件数 | 配布件数 | 回収件数 | 回収率 |
|-------------|--------|------|-------|
| 就学前児童調査 | 1,125件 | 829件 | 73.7% |
| 就学児童（小学生調査） | 717件 | 644件 | 89.8% |

①主に子育てをしている人

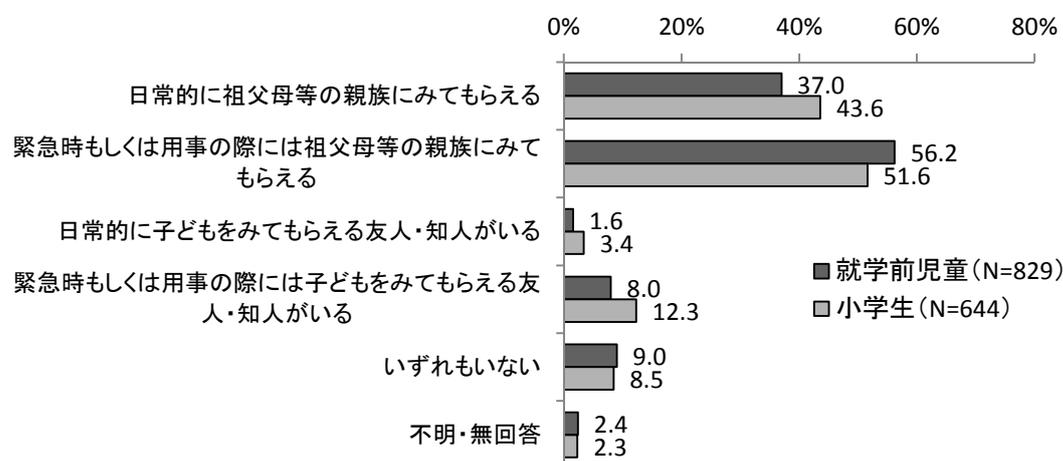
主に子育てをしている人についてみると、就学前児童、小学生とも「父母ともに」がいずれも過半数を占め、次いで「主に母親」がそれぞれ4割前後となっています。一方で、「主に父親」はそれぞれ1%未満となっています。



②子どもをみてもらえる親族・知人の有無

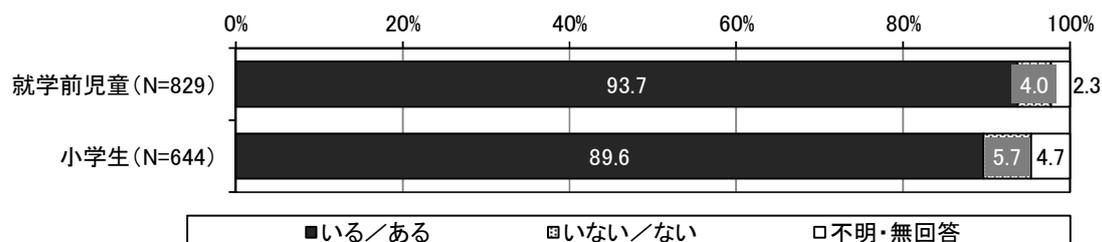
子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、就学前児童、小学生とも「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」となっています。

一方で、就学前児童、小学生とも「いずれもない」が約1割となっています。



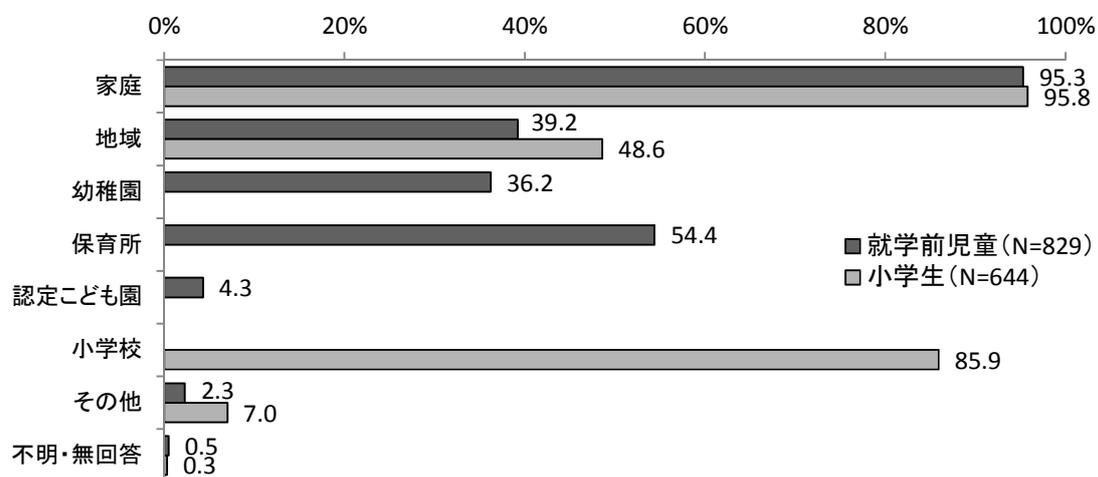
③子育てをする上での相談相手（又は場所）の有無

子育てをする上での相談相手（又は場所）の有無については、就学前児童で9割強、小学生で約9割が「いる／ある」となっています。一方で、「いない／ない」も、それぞれわずかですがみられます。



④子育てや教育に影響すると思われる環境

子育てや教育に影響すると思われる環境については、就学前児童、小学生とも「家庭」が9割半ばと割合が高くなっています。また、「地域」についても、小学生では約5割と、就学前児童に比べて割合が高くなっています。



(2) 韮崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第6期）策定のためのアンケート調査

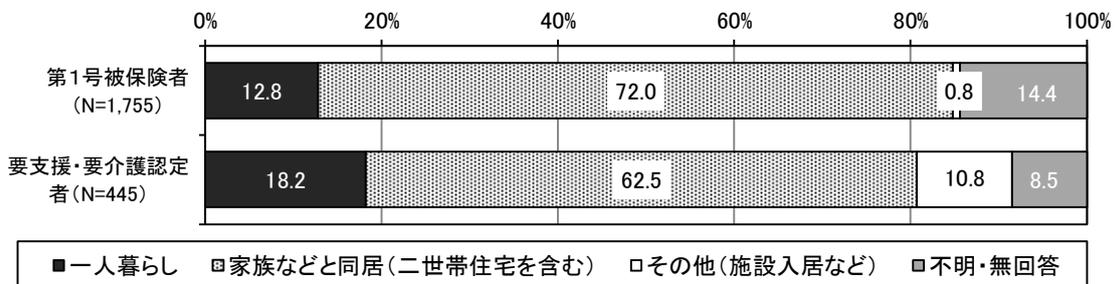
【調査の概要】

| | |
|------|---|
| 調査対象 | 第1号被保険者（65歳以上の方）、要支援・要介護認定者（在宅・施設）を対象とした無作為抽出 |
| 調査方法 | 郵送配布・郵送回収 |
| 調査期間 | 平成26年1月17日～31日 |

| 配布・回収件数 | 配布件数 | 回収件数 | 回収率 |
|-----------------------|--------|--------|-------|
| 第1号被保険者 （65歳以上の方） | 2,500件 | 1,755件 | 70.2% |
| 要支援・要介護認定者 （在宅・施設） | 800件 | 445件 | 55.6% |

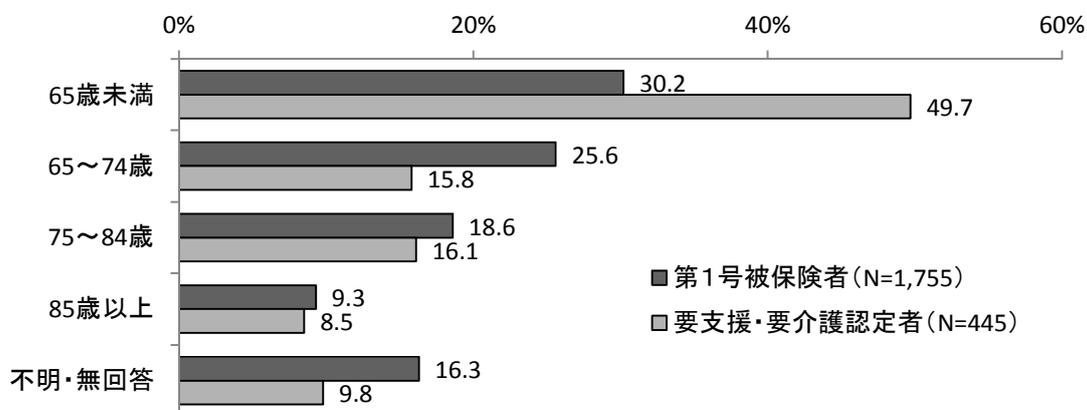
①同居の状況

同居の状況をみると、「一人暮らし」が第1号被保険者の12.8%、要支援・要介護認定者の18.2%となっています。



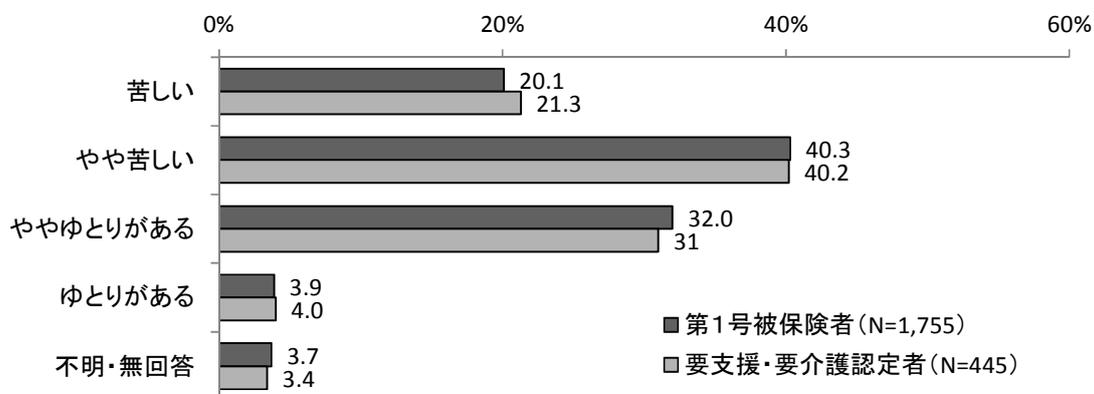
②主に介護・介助をしている方の年齢

主に介護・介助をしている方の年齢については、『75歳以上』が第1号被保険者の27.9%、要支援・要介護認定者の24.6%となっています。



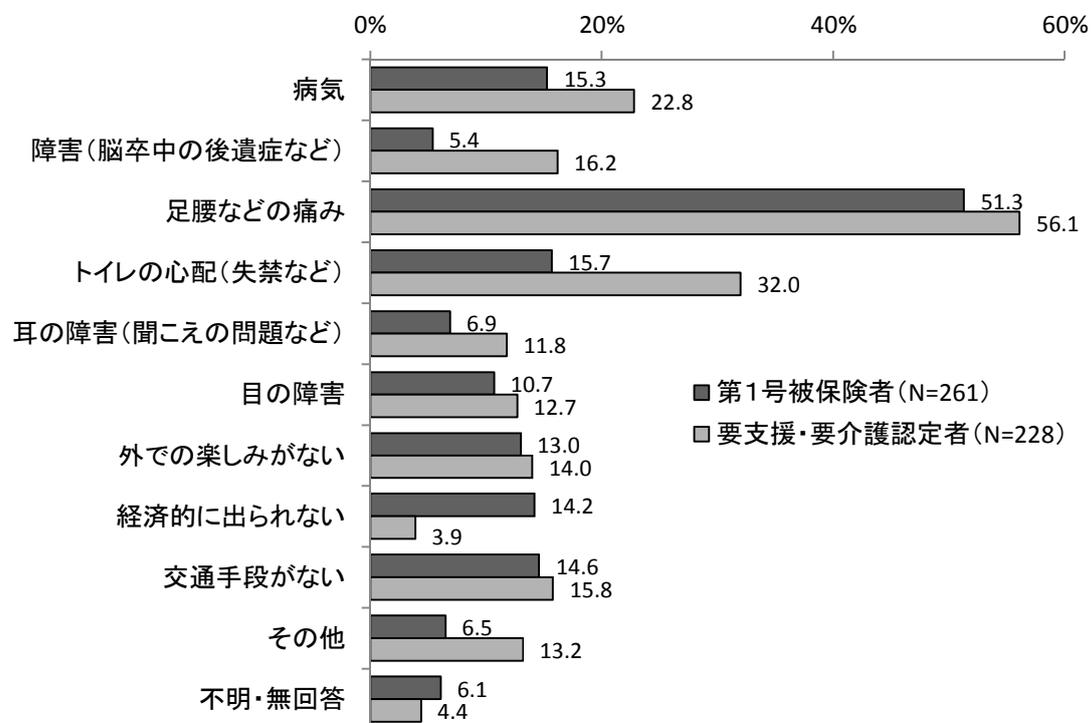
③経済状況

経済状況についてみると、「苦しい」「やや苦しい」を合わせた『苦しい』が、第1号被保険者、要支援・要介護認定者ともに約6割となっています。



④外出を控えている理由

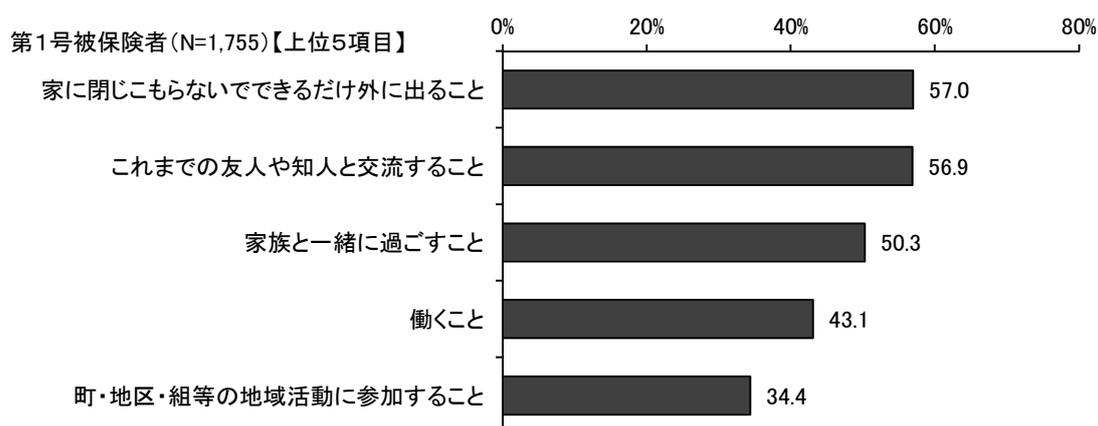
外出を控えている理由については、第1号被保険者、要支援・要介護認定者ともに「足腰などの痛み」の割合がそれぞれ最も高く、次いで「トイレの心配（失禁など）」、「病気」となっています。



⑤生きがいのある生活を続けていくために行いたい活動

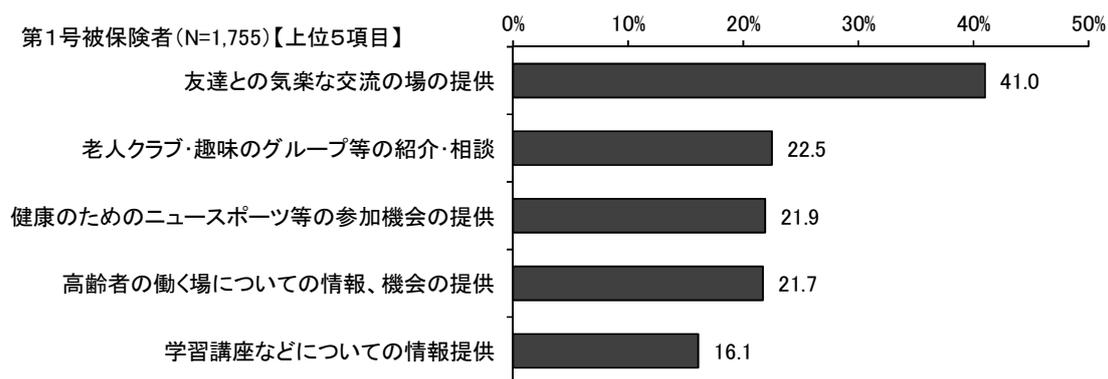
生きがいのある生活を続けていくために行いたい活動については、「家に閉じこもらないでできるだけ外に出ること」「これまでの友人や知人と交流すること」「家族と一緒に過ごすこと」がそれぞれ5割を超えています。

また、「働くこと」「町・地区・組等の地域活動に参加すること」も上位に挙がっています。



⑥高齢者の生きがいづくりに向けた要望

高齢者の生きがいづくりに向けた要望については、「友達との気楽な交流の場の提供」が4割強と割合が最も高く、次いで「老人クラブ・趣味のグループ等の紹介・相談」、「健康のためのニュースポーツ等の参加機会の提供」、「高齢者の働く場についての情報、機会の提供」がそれぞれ2割を超えています。



(3) 韮崎市障がい者ふれあい計画・障がい福祉計画策定のためのアンケート調査

【調査の概要】

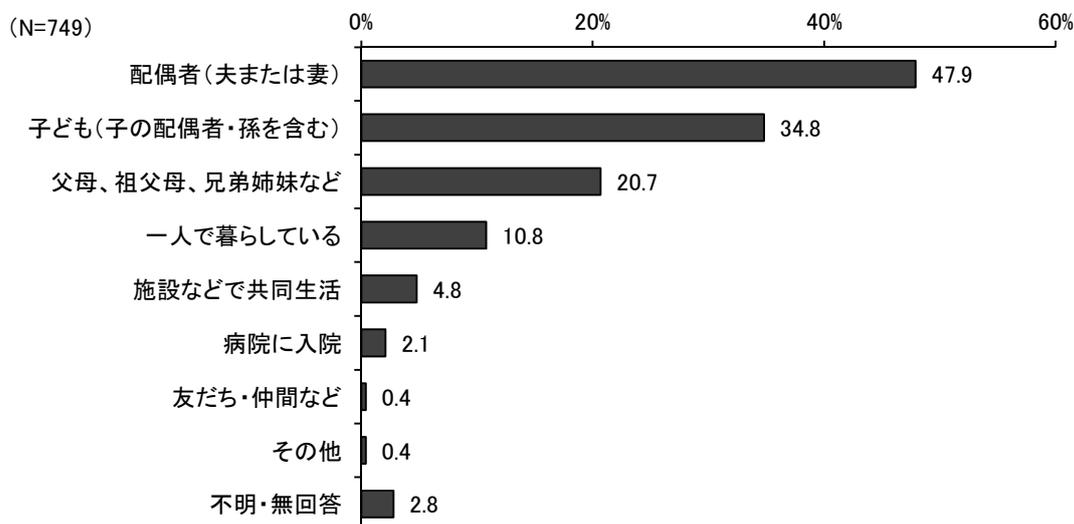
| | |
|------|----------------------------------|
| 調査対象 | 障害者手帳等をお持ちの方 |
| 調査方法 | 郵送配布・郵送回収 |
| 調査期間 | 平成 26 年 2 月 3 日～平成 26 年 2 月 17 日 |

| 配布・回収件数 | 配布件数 | 回収件数 | 回収率 |
|--------------|---------|-------|-------|
| 障害者手帳等をお持ちの方 | 1,732 件 | 749 件 | 43.2% |

①同居の状況

障害者手帳をお持ちの方の同居の状況についてみると、「配偶者（夫または妻）」が約 5 割と割合が最も高く、次いで「子ども（子の配偶者・孫を含む）」、「父母、祖父母、兄弟姉妹など」となっています。

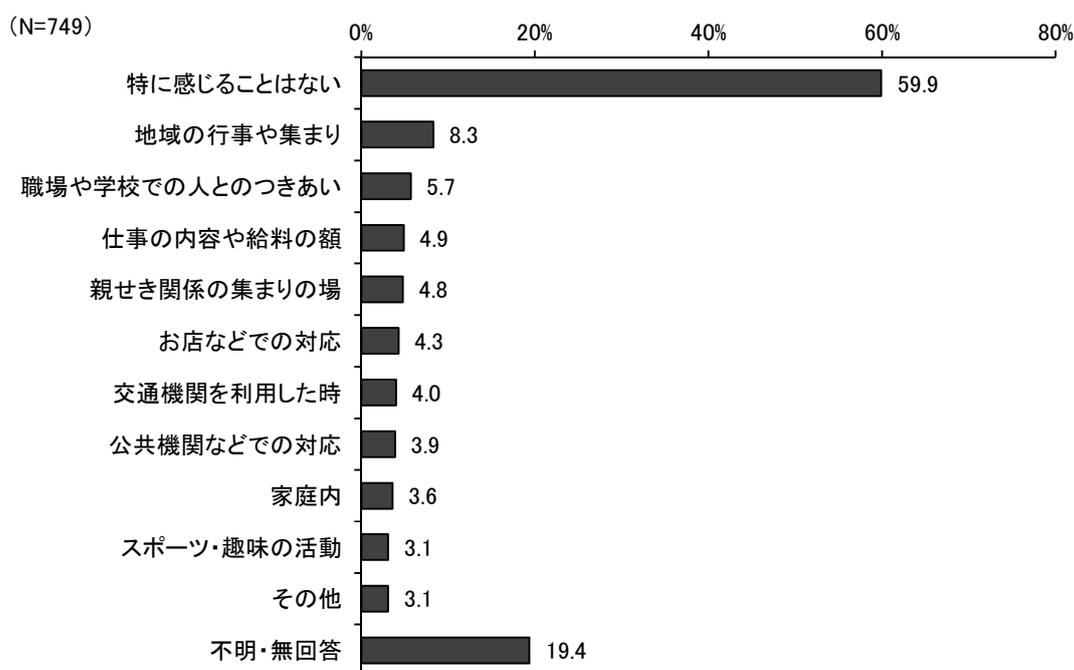
一方で「一人で暮らしている」が約 1 割となっています。



②障がいがあるために差別や偏見、嫌がらせ、仲間はずれ等を受けたことがあるか

日常生活において、障がいがあるために差別や偏見を受けたり、嫌がらせをされたり、仲間はずれにされたと感じることがあるか、また、どのような時にそれを感じたかについては、「特に感じることはない」が約6割と割合が最も高くなっています。

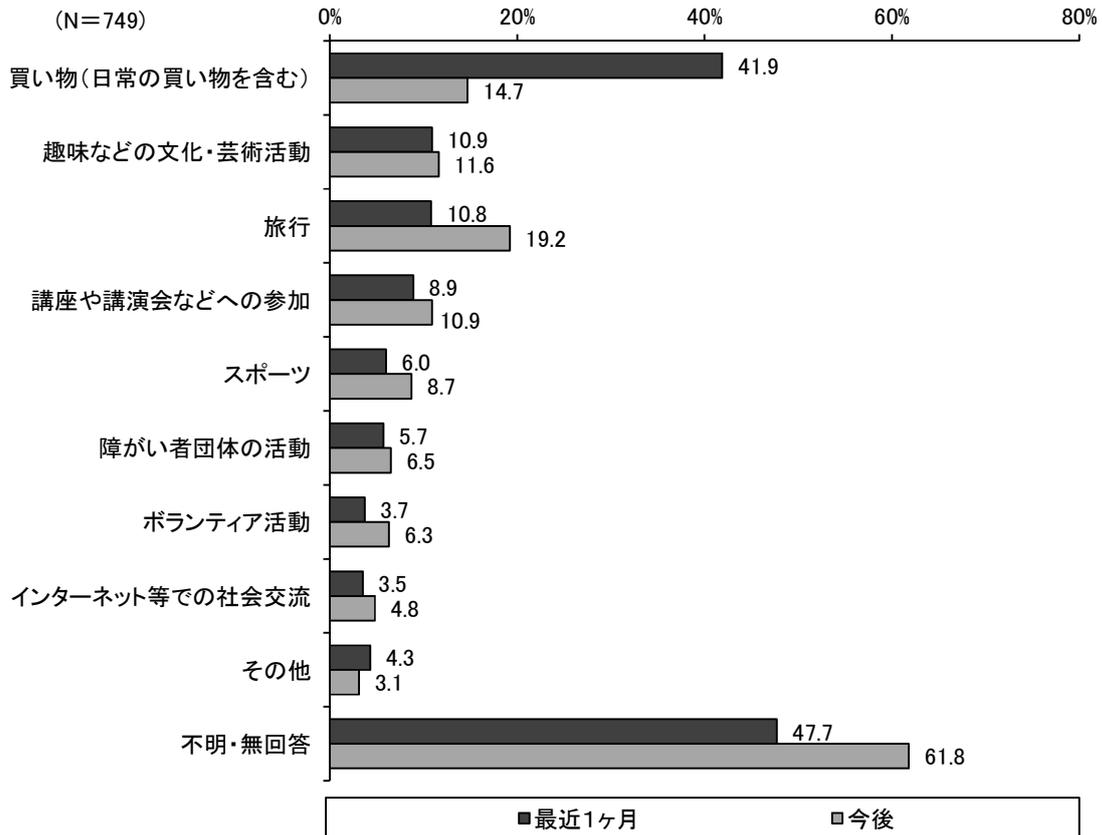
一方で、約2割の方が、障がいがあることにより何らかの差別、偏見、嫌がらせ、仲間はずれ等を受けたことがあると回答しています。



③最近どのような社会参加をしているか、また今後どのような社会参加をしたいか

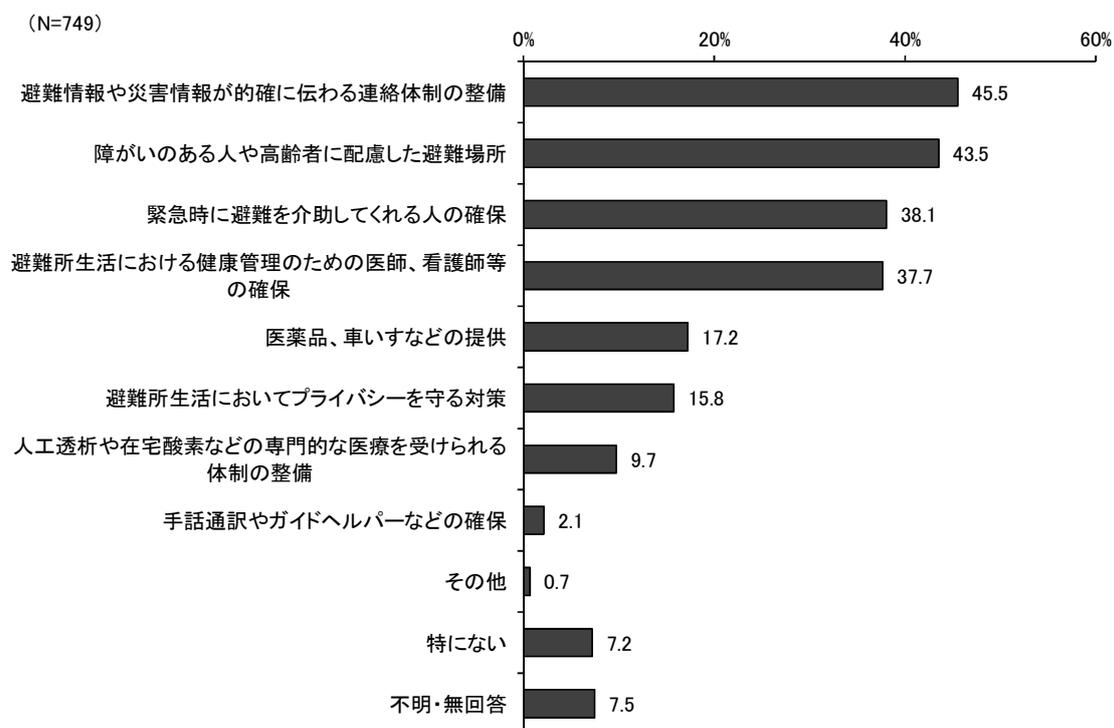
最近1ヶ月では「買い物（日常の買い物を含む）」が4割強と割合が最も高く、次いで「趣味などの文化・芸術活動」、「旅行」がそれぞれ約1割となっています。

今後の希望では「旅行」が約2割と割合が最も高く、次いで「買い物（日常の買い物を含む）」となっています。



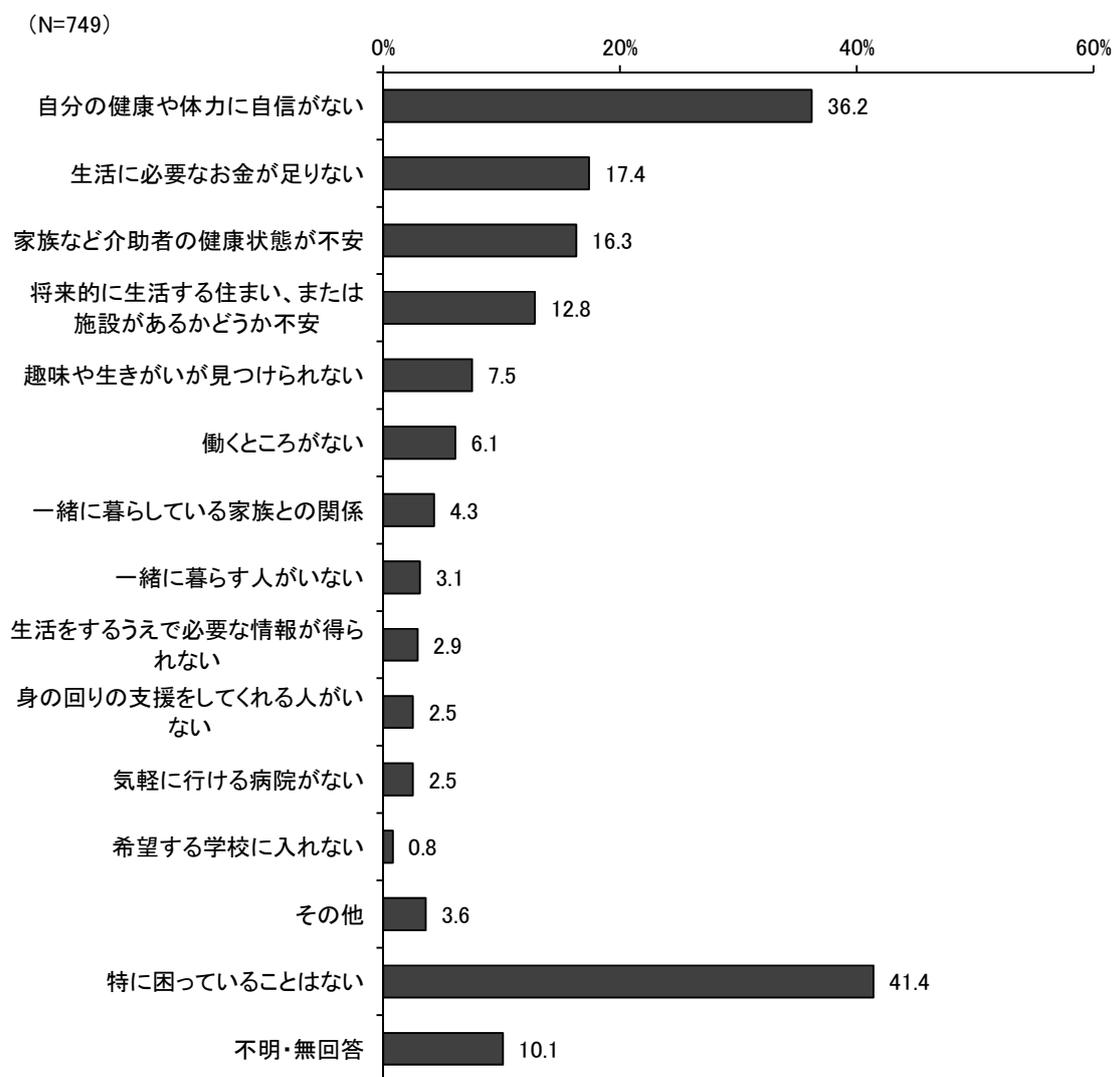
④災害時に必要なこと

災害時に必要なことについては、「避難情報や災害情報が的確に伝わる連絡体制の整備」、「障がいのある人や高齢者に配慮した避難場所」の割合がそれぞれ4割を超えています。また、「緊急時に避難を介助してくれる人の確保」「避難所生活における健康管理のための医師、看護師等の確保」がそれぞれ4割弱となっています。



⑤現在の生活での困りごとや不安

現在の生活での困りごとや不安については、「特に困っていることはない」の割合が4割強と最も高く、次いで「自分の健康や体力に自信がない」が3割半ば、「生活に必要なお金が足りない」「家族など介助者の健康状態が不安」がそれぞれ1割半ばとなっています。



第3章 計画の目指す方向

第1節 計画の基本理念

性別・年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが、住み慣れた地域で尊厳をもって安心して暮らせる社会の実現には、市民一人ひとりが地域福祉の理念を共有し、その実践を積み重ねていくことが重要です。

日常生活の中で、ちょっとした手助けや見守りが、ごく自然に行われ、また誰もが支える側であるとともに、支えられる側でもあるとの意識を持ちながら、地域のつながりを強化し、思いやりのあるまちづくりを目指します。

本計画では、すべての市民の主体的な参加を通して、一人ひとりが個人として自立しながらも、共に地域で生きていくために、地域の思いやりの心、支え合いの心を育み、つながりのある地域づくりに向けて、次の基本理念のもとに取り組みを推進します。

誰もが安心して暮らせる
思いやりと支え合いのまち 韮崎

第2節 計画の基本目標

本計画で定めた基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、本市の地域福祉の推進を図ります。

基本目標1 市民参加で支え合える地域づくり

地域福祉の推進には、性別、年代、国籍、障がいの有無等に関わらず、市民の一人ひとりが互いを尊重し、助け合うことが不可欠です。

子どもから大人まで一人ひとりを大切にする人権教育や福祉教育を進めるとともに、地域の交流や活動に参加していく意識を高め、市民一人ひとりが地域福祉の担い手になるまちづくりを目指します。

また、地域には多様な福祉ニーズが存在し、行政サービスのみではその全体をカバーすることはできません。日常のちょっとした声掛け、手助けが地域の中でごく自然に行われ、お互いに支え合う環境づくりを支援します。また、個人・団体のさまざまな活動を支援するとともに、市民全体で支え合う福祉のネットワークづくりを推進します。

基本目標2 安心して暮らせる仕組みづくり

誰もが身近な地域で安心して暮らせるよう、福祉関連情報を入手し、必要な福祉サービスを適切に受けるとともに、地域のバリアフリー化や、災害時等に支援が必要な人への支援体制の構築等が必要です。

福祉サービスや支援に関する情報の提供や、気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、地域のさまざまな主体が連携し、安心してサービス・支援を受けられる仕組みづくりを目指します。

また、地震や豪雨などの自然災害への対応や、高齢者や女性、子ども等を狙った犯罪を防ぐため、自主防災組織や防犯パトロールなどの市民活動と連携し、防災・防犯に強い地域づくりを目指します。

そして、子育てや、障がい、生活困窮など、さまざまな不安や問題をかかえる人が安心して自立に向けた活動を行えるよう、地域と関係機関が連携し、重層的な支援を行います。

基本目標3 健康で生きがいをもって社会参加できる環境づくり

誰もがいつまでも健康で生きがいをもって暮らせることが、地域福祉とまちづくりの大きな目標です。

市民一人ひとりの健康維持・増進に向けて、各種保健施策等の推進を図るとともに、介護予防に向けた取り組みを推進します。また、健康維持・増進、介護予防といった健康づくり活動を、一人ひとりの状況に応じて気軽に取り組めるよう、地域のさまざまな主体の連携を推進します。

また、誰もが生きがいをもって、可能な限り自立した生活を送れるよう、生涯学習活動や就労、地域交流など、地域における多様な関わりの充実に向け、地域ぐるみで推進を図ります。

第3節 施策の体系

基本理念: 誰もが安心して暮らせる 思いやりと支え合いのまち 葦崎

| 基本目標 | 施策の方向 | 主な施策 | |
|------------------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 基本目標1 地域づくり 市民参加で支え合える | (1) 地域福祉ネットワークの構築 | ① 地域福祉ネットワークづくりの推進 | |
| | | ② 地区社会福祉協議会活動への支援 | |
| | | ③ 地域住民に親しまれる市民活動の推進 | |
| | (2) 子どもが健やかに育つ地域づくり | ① 子育てネットワークの構築支援 | |
| | | ② 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進 | |
| | | ③ 子どもの安全の確保 | |
| | | ④ 次世代の親の育成 | |
| | (3) 次代を担う青少年の福祉教育の推進 | ① 思いやりと支え合いの意識の啓発 | |
| | | ② 青少年向け体験学習事業等の推進 | |
| | | ③ 地域での青少年ボランティアリーダーの育成 | |
| | (4) ボランティア団体とNPO 法人の育成 | ① 地域に密着したボランティアネットワークの構築 | |
| | | ② NPO 活動等との連携 | |
| | | ③ 認知症サポーターの養成 | |
| | 基本目標2 安心して暮らせる仕組みづくり | (5) 誰にもやさしいまちづくり | ① 高齢者や障がい者向け居住環境の整備 |
| | | | ② 公共施設・交通機関におけるバリアフリー化の推進 |
| | | | ③ 移動手段の確保 |
| ④ 情報バリアフリーの整備促進 | | | |
| ⑤ 心のバリアフリーの実現 | | | |
| ⑥ ユニバーサルデザインによるまちづくり | | | |
| (6) 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの連携 | | ① 地域包括ケアネットワークの構築 | |
| | | ② 地域ケア会議等の開催 | |
| | | ③ ケアマネジメント体制の充実 | |
| | | ④ 相談体制の充実 | |
| (7) 福祉支援情報システムの構築 | | ① 福祉サービスに係る情報公開の促進 | |
| | | ② 福祉情報の一元化 | |
| (8) 災害時等緊急体制の整備 | | ① 隣近所への声かけや支え合いの推進 | |
| | | ② 民生委員・児童委員等による訪問活動の強化 | |
| | | ③ 避難行動要支援者台帳の作成・管理 | |
| | | ④ 自主防災組織の充実 | |
| | | ⑤ 緊急通報システムの確立 | |
| | | ⑥ 緊急時における支援活動の推進 | |
| (9) 安全なまちづくり | | ① 交通安全の強化 | |
| | | ② 防犯体制の充実 | |
| (10) 安心して産み育てられる支援体制 | | ① 母子保健医療体制の充実 | |
| | | ② 健やかな成長を支える教育環境の整備 | |
| | | ③ 子育てを支援する生活環境の整備 | |
| | | ④ ワーク・ライフ・バランスの推進 | |

| 基本目標 | 施策の方向 | 主な施策 |
|----------------------------------|--------------------------|----------------------|
| 基本目標2 安心して暮らせる仕組みづくり | (11) 権利擁護の推進 | ① 成年後見制度の周知 |
| | | ② 虐待防止ネットワークの充実 |
| | (12) 生活困窮者等への自立支援の充実 | ① 生活困窮者の把握 |
| | | ② 自立に向けた相談支援の充実 |
| | | ③ 住宅の確保に向けた支援 |
| | | ④ 就労に向けた支援 |
| 基本目標3 健康で生きがいをもって社会参加できる環境づくり | (13) 健康づくりの支援 | ① 健康づくり活動の推進 |
| | | ② 食からはじめる健康づくり |
| | | ③ 健康教育・相談の強化 |
| | | ④ 総合健診の充実と受診率の向上 |
| | | ⑤ 疾病予防の促進 |
| | | ⑥ 介護予防事業の推進 |
| | | ⑦ 在宅療養支援の強化 |
| | (14) 生涯学習の推進 | ① 生涯学習推進体制の強化 |
| | | ② 講座等の充実 |
| | (15) 高齢者・障がい者の就労支援、雇用の促進 | ① 高齢者の雇用の促進 |
| | | ② 障がい者の雇用・就労の拡大と定着 |
| | (16) 地域交流の推進 | ① 活動の拠点、交流の場づくりの推進 |
| | | ② 世代や障がいを超えた交流の場への支援 |

第4章 施策の展開

基本目標1 市民参加で支え合える地域づくり

(1) 地域福祉ネットワークの構築

地域の中では、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、ボランティア団体などのさまざまな団体がそれぞれの役割を持ち、またその特性を活かしながら活動を展開しています。

一方で、地域で活動する団体同士が交流・連携することで、より効果的、効率的に地域福祉活動を推進することが可能です。

今後は、地域に根ざしたきめ細かい地域福祉活動の一層の促進に向けて、関係機関や団体間の連携を強化し、地域福祉に市全体が一丸となって取り組むことが重要です。また、地区社会福祉協議会の活動や市民の交流の場づくりを支援し、主体的な市民活動を継続的に支援することが求められます。

【主な施策】

①地域福祉ネットワークづくりの推進

各種フォーラムの開催や体験講座など社会参加の機会を設けることで、市民の活動に対する参加意欲を高めます。また、活動する団体に対しては、継続できるよう支援を強化するとともに、団体間のネットワークの強化を図り、有機的な連携のもとに地域福祉の活性化を図ります。

②地区社会福祉協議会活動への支援

地区社会福祉協議会活動充実のため、福祉人材の育成、活動拠点の確保、民生委員と連携する地域福祉推進員の配置等について、市社会福祉協議会との連携により行政支援を行います。

③地域住民に親しまれる市民活動の推進

誰もが参加できる地域活動の実現に向けて、児童から高齢者までが自主的に参加できるいきいきホットサロンやことぶきダイルームの実施を支援し、市民の主体性を尊重した組織づくりを推進します。

(2) 子どもが健やかに育つ地域づくり

少子高齢化が進むにつれて、これまで地域の中で維持されてきた近所付き合いや地域行事など、地域でのつながりや世代間の交流機会が減少する傾向がみられます。

こうした地域でのつながりの希薄化にともない、子どもたちが多様な価値観に触れ、体験の中から学ぶ機会が減少するとともに、子育てについて、不安や悩みを抱えながら相談する相手が見つからず、孤立するケースも増加しています。

これまでも子育て支援センター事業の中で、パパの会・ママの会を結成し、グループの中で子育ての悩みや体験談などの話し合いや、言語聴覚士、助産師等による心身・言葉の発達過程などの学習会の開催、高校生と乳幼児親子の触れ合い機会の設定を行ってきました。さらには、保育園での中学生・高校生の職場体験を積極的に受け入れています。

今後は、地域の中で子どもたちが一人ひとりの状況に応じて、安心して学び育つ環境を地域全体で構築していくとともに、保護者が安心して子育てが行えるよう、また次代の親となる世代に対して、地域ぐるみの支援を行うことが重要です。

【主な施策】

①子育てネットワークの構築支援

愛育会、児童委員の活動をプログラム化し、児童センターが地域の核として機能するよう努めます。また、子育て中の親などが情報交換や支え合いを行いやすくするよう、ファミリー・サポート・センターや子育て支援センターの充実を図るとともに、子育てに関するイベントや講座等を開催し、市民の子育てに対する意識の向上に努めます。

②要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

ひとり親家庭等の自立支援、児童虐待防止、障がい児及びその家族など、支援を必要とする子どもや家庭のため、関連部署の連携を強化し、横断的な早期対応ができる体制の整備を推進します。また、要保護児童対策地域推進協議会を中心に、関係機関と連携しながら、虐待の未然防止、早期発見・早期対応を推進します。

③子どもの安全の確保

地域と連携し、子どもの交通安全の確保や、子どもを犯罪等の被害から守るための取り組みを推進します。また、犯罪被害に遭った子どもに対して、心のケア等のきめ細かな支援が行えるよう、関係機関と連携し体制の整備充実を図ります。

④次世代の親の育成

これから家庭を築き、子どもを産み育てたいと希望する人が少しでも増えるよう、若い世代に対し、子育ての喜び、生きがいについての啓発活動を展開します。

(3) 次代を担う青少年の福祉教育の推進

地域福祉の基礎は、基本的人権の尊重と、他人を思いやり、お互いに助け合おうとする意識にあります。しかし、社会の変化や少子高齢化、家族形態の多様化が進み、地域の中の交流が減少し、人と人との心の触れ合いを通して思いやりや、いたわりの心を育む機会が少なくなってきました。

こうした心を育てていくためには、子どもの頃からさまざまな社会体験やボランティア活動を通して人と人との交流、世代間の交流機会を多く持つことが大切です。

これまでも、高齢者を学校に招き、昔遊びを学んだり、給食を共にしながらの交流等を行っています。また、「福祉の日」記念まつりとして、毎年、高齢者や障がい者、子どもが運動会等を通じて交流する機会を設けています。

今後も、地域と連携しながら、小学校、中学校、高等学校における「総合的な学習の時間」を有効に活用するとともに、児童生徒等と高齢者や障がい者との交流活動を通じて、子どもの頃から福祉の心を育てていく必要があります。

【主な施策】

①思いやりと支え合いの意識の啓発

高齢者・障がい者等との交流や学校における福祉教育の推進により、次代を担う青少年が他人を思いやり、支え合っていこうとする意識をもち、偏見や差別の意識を持たない、心のバリアフリー社会の構築を目指します。

②青少年向け体験学習事業等の推進

学校、地域と福祉現場が連携し、体験学習の充実と青少年向けのボランティア体験の機会を増やすとともに、体験活動を通して、相手の立場に立った姿勢を身につけ、社会に貢献する意識を培います。

③地域での青少年ボランティアリーダーの育成

青少年を担い手とした地域行事の開催やボランティア活動の推進に向けて、地域における育成会やスポーツ少年団、学校・児童センター等が連携して、青少年ボランティアリーダーの育成と拡充への支援を行います。

(4) ボランティア団体とNPO 法人の育成

地域福祉を推進するうえでの主役は市民であり、まちづくりへの市民の主体的な参加は必要不可欠なものです。

市全体で進行する人口減少、核家族化や少子高齢化などの社会状況の変化を受け、活動の担い手も減少・高齢化する一方、要支援者がこれまでより増加するなど、今日では市民同士の支え合いが一層重要なものとなります。

今後は、仕事を退職する団塊の世代を中心として、地域活動への積極的な参加を促すための仕組みづくりを進めるとともに、地域づくりに意欲を持った人材の育成をはじめ、市民の地域福祉活動をより活性化することが必要です。

【主な施策】

①地域に密着したボランティアネットワークの構築

関係機関・団体それぞれが抱えるニーズを共有し、情報発信するとともに、市社会福祉協議会と協力し、既存のボランティア組織や活動と連携しながら、個人で参加できる新たなボランティアの募集・育成を図ります。また、ボランティア団体や個人活動間の情報交換や交流を促進し、ボランティアネットワークの構築を支援します。

②NPO 活動等との連携

市民による自主的な地域活動を育成・支援するとともに、本市事業等との連携促進を図ります。

③認知症サポーターの養成

認知症の早期発見・早期対応や徘徊を市民の目で防止するなど、認知症になっても地域で安心して暮らし続けられるよう、県と連携しながら認知症サポーターの養成や認知症に関する講座を開催し、市民の認知症に対する理解・啓発を促進します。

基本目標2 安心して暮らせる仕組みづくり

(5) 誰にもやさしいまちづくり

誰もが住み慣れたまちで安心し、自立した生活を送るためには社会参加を妨げる障害を取り除くことが必要です。

本市においても、今後通院や買い物等の日常的な外出時において、移動手段が限定される高齢者や障がい者などの交通弱者の増加が見込まれます。

今後は、誰もが少しでも気軽に外出できる機会が増えるよう、市民バスの充実等を通じて移動手段を確保するとともに、誰もが利用しやすいトイレや駐車場の整備を進める必要があります。また、市民の福祉意識の向上を図り、心のバリアフリー化を推進するなど、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化をはじめとしたユニバーサルデザインによるまちづくりを積極的に進める必要があります。

【主な施策】

①高齢者や障がい者向け居住環境の整備

市営住宅の改装に伴い、高齢者や障がい者に配慮した居住環境を整備します。また、自立支援型住宅リフォームの助成制度等の周知により、高齢者や障がい者が安心して生活できるよう、個々の特性に配慮した住宅の改修を促進します。

②公共施設・交通機関におけるバリアフリー化の推進

地域において、身体障がい、特に視覚・聴覚障がい者や高齢者が安全・快適に行動できるよう、市民、事業者、関係機関の協力により、段差の解消や音響式信号機の設置など、道路や公共施設・交通機関等のバリアフリー化を推進します。

③移動手段の確保

高齢者や障がい者の買い物、通院、通学や通勤など、日常生活の移動手段を確保するため、市民バスの運行維持に努めます。また、バスの買い替えを機に障がい者に配慮した低床バスを導入し、利便性の向上に努めます。

④情報バリアフリーの整備促進

市広報、市ホームページの点訳や音訳による情報提供を推進し、誰もが等しく情報入手できる環境の整備に努めます。また、公共施設等に、障がい者のバリアフリー情報機器を整備するとともに、パソコンや点字教室等の生活訓練事業を推進します。

⑤心のバリアフリーの実現

障がい者が地域活動に参加する機会を増やすとともに、地域の中で子どもから障がい者、高齢者まで誰もが交流できる場づくりを推進することにより、心のバリアフリーを実現します。

⑥ユニバーサルデザインによるまちづくり

高齢者や障がい者など、一部の人への障壁を取り除く「バリアフリー」の考え方をさらに進め、性別、年齢、国籍、能力など、あらゆる違いを超えて、すべての人が暮らしやすい「ユニバーサルデザインによるまちづくり」を推進します。

(6) 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの連携

市民が福祉サービスを利用する場合、複数のサービスを組み合わせて利用することも多く、また、サービスの内容も福祉分野だけでなく、健康づくりや医療分野の利用も必要とされています。

今後は、保健・医療・福祉が連携を密にし、サービスが複合的に提供されることが必要であり、市のケアマネジメント体制を充実させ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉サービスを包括的に提供する体制の構築が求められます。

【主な施策】

①地域包括ケアネットワークの構築

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「住まい」、「生活支援・介護予防」、「介護」、「医療」が連携し、総合的な地域包括ケアの体制づくりを地域ぐるみで推進します。

②地域ケア会議等の開催

高齢者福祉サービス及び介護サービスのケース検討や調整を行う実務者会議として開催している「地域ケア会議」を開催し、保健・医療・福祉の連携を日頃から深めることで、市内の包括的なケア体制の構築に努めます。また、介護サービス事業者同士の情報交換・共有の場として開催されている「介護サービス事業者協議会」を行います。

③ケアマネジメント体制の充実

高齢者に対する質の高いケアプラン（支援・介護サービス計画）の作成に向けて、ケアマネジメント従事者（介護支援専門員）間で事例検討等を行い、サービスの質を高めて高齢者福祉・健康づくりの充実を図ります。

また、一人ひとりの障がいに応じたケアマネジメントの充実に向けて、国の制度改正等を踏まえながら福祉サービスの充実を進めます。

④相談体制の充実

高齢者の増加にともない、包括支援センターによせられる相談内容も多様化・複雑化することが予想されます。

今後も、訪問、電話、来所等により相談を受けつけ、情報提供を行い、必要な制度、サービスにつなげていくとともに、成年後見、虐待等の権利擁護の相談にも対応していきます。また、独居世帯、高齢者世帯への訪問を通して、財産管理等の問題に対しても予防的に取り組みます。そして「高齢者何でも便利帳」を作成し、高齢者の保健、福祉、介護についての情報提供を行います。

(7) 福祉支援情報システムの構築

介護保険サービスをはじめ、利用者が福祉サービスを自ら選択することが必要となっています。一方で、サービスの種類や提供主体は多様化する傾向にあり、利用者が数多くのサービス、事業所の中から自分に適したものを的確に選択できるよう、効果的な情報提供システムの充実が求められています。

福祉サービスの情報については、情報を求める側と発信する側双方の調整を行い、相互で情報が共有できることが大切です。

今後は、必要な人に必要な情報が届くよう、事業者や関係機関等と連携しながら、さまざまな媒体を活用した情報提供体制の充実に努める必要があります。

【主な施策】

①福祉サービスに係る情報公開の促進

介護保険事業者、社会福祉事業者等が、積極的な事業内容の情報公開に取り組むように、理解と協力を求めています。また、介護保険申請者等に対して各事業所の提供サービスを掲載したパンフレットを配布し、市民に対する適時・適切な情報提供に努めます。

②福祉情報の一元化

個人情報保護に配慮しながら、高齢者の保健・医療・福祉の情報が入った「福祉台帳」を作成し、ワンストップサービス及び地域生活支援の総合調整に向けた福祉情報の一元化に努めます。

(8) 災害時等緊急体制の整備

近年、地震、台風や集中豪雨など大規模な自然災害が全国各地で増加しています。山間部を抱える本市においては、土砂災害の危険性が高く、隣近所で見守り、助け合う地域減災力を高めることが重要です。

地域の中では、高齢者の一人世帯や高齢者のみ世帯の増加、障がい者など、一人では避難できない、災害時などの緊急時に支援を必要としている人がいます。

今後も、日頃からの声かけや見守り訪問などを行い、信頼のおける「顔の見える関係づくり」に取り組むとともに、地域や消防団等の関連部局と協力し、緊急時における対応能力の向上を図り、防災に強い地域づくりを推進する必要があります。

【主な施策】

①隣近所への声かけや支え合いの推進

誰もが地域で安心して暮らしていけるよう、隣近所の声かけや支え合いの市民意識を醸成し、地域の人々による見回り等の支援体制づくりを推進します。また、いきいきホットサロンやことぶきデイルームの実施を支援することにより、活動の場の確保と日頃からの協力関係の構築を促進します。そして、災害時や急病時等、緊急時に支援が必要な人がいた場合には、民生委員・児童委員、または、市に情報を提供するよう呼びかけます。

②民生委員・児童委員等による訪問活動の強化

民生委員・児童委員等が一人暮らし高齢者や、障がい者等の自宅を定期的に訪問することにより、安否確認や相談・助言を行うとともに、地域包括支援センター等の関係機関と連携強化を図ります。また、災害時や急病時等、緊急時に支援が必要な人がいた場合には、市に情報を提供するよう呼びかけます。

③避難行動要支援者台帳の作成・管理

災害時に効果的・効率的に災害弱者を救出できるよう、要介護認定や障がい者手帳の取得状況などを考慮して支援が必要と思われる市民を対象に、本人の申し出や同意を尊重して避難行動要支援者台帳を作成します。また、作成した台帳を市で適切に管理するとともに、関係機関等と連携しながら、要支援者の情報の定期的な更新を行います。

さらに、台帳をもとに、個別の避難支援者、避難経路、避難場所、持病や状態等をまとめた避難支援プランを作成します。

これら避難行動要支援者台帳や避難支援プランについては、自治会、民生委員・児童委員や消防署等、避難支援に携わる市民、関係機関との間で共有化します。

④自主防災組織の充実

災害時に隣近所での身近な助け合いに対応できるよう、自主防災組織の充実・強化を図るとともに、消防団などの関係部署と避難行動要支援者台帳を共有することで、円滑な救助体制、避難体制の確立に努めます。

また、自治会や自主防災組織による避難訓練を行う際には、避難行動要支援者台帳の情報をもとに、要支援者の避難支援訓練の実施を支援するとともに、福祉施設のある地区においては、避難訓練への参加・協力を呼びかけます。

⑤緊急通報システムの確立

視覚・聴覚障がい者用の緊急時における緊急通報システムや認知症高齢者の徘徊探知機の導入を検討するとともに、一人暮らし高齢者の急病時に備え、山梨県安心安全見守りセンターと連携し、24時間体制で緊急時の早期対応と事故の未然防止を図る体制を構築しています。

また、安否確認情報を集約する事務局を市福祉課とし、災害時は自主防災組織、急病時は民生委員・児童委員が優先的に市福祉課への安否確認報告の役割を担うものとし、自主防災組織や民生委員・児童委員が対応できない場合においては、自治会長やその他自治会役員を代替者とするなど、具体的な項目を避難支援プランに盛り込むこととします。

⑥緊急時における支援活動の推進

災害時等の緊急時における連絡体制整備として、市民ボランティア、NPO法人、関係機関・団体間の迅速、適切な対応がとれる連携支援の仕組みづくりや支援マニュアルを作成します。また、説明会を開くなど普及啓発を行うことにより、地域の緊急時における支援活動を推進します。

(9) 安全なまちづくり

近年、高齢者を狙った振り込め詐欺、悪質商法や、子どもを狙った犯罪が多発しています。

防犯パトロールについては、福祉・学校施設を基点に巡回するなど、効果的な実施を図るとともに、「やまなしくらしネット」を活用した防犯・防災メールマガジンを配信しています。

今後は、近隣住民同士の交流や見守り、声かけを通して日頃からのつながりを強めるとともに、安心して暮らすことのできる防犯力のある地域づくりに取り組む必要があります。

【主な施策】

①交通安全の強化

子どもや高齢者の交通事故防止に向けて、交通安全教室を開催するとともに、地域での交通安全運動などの見守り活動の実施支援に努めます。

また、通学路をはじめ、交通事故の危険性の高い箇所を中心にカーブミラーやガードレールを設置するなど、交通環境整備の充実を図ります。

②防犯体制の充実

子どもや高齢者、その家族が犯罪の被害者にならないよう、防犯パトロールや地域での声かけ活動の充実を図り、犯罪が起こりにくい地域づくりを推進します。また、振り込め詐欺や悪質商法などの被害に遭わないよう、高齢者を中心に啓発活動を行い、防犯意識の高揚に努めます。

さらに、保育所への防犯カメラの設置、小学校へ監視員を配置するなどにより、子どものいる施設の防犯体制の強化を図ります。

(10) 安心して産み育てられる支援体制

子どもを安心して産み育てるには、就労と子育ての両立が課題となりますが、その実現にあたっては、長時間労働やサービス残業等の就業スタイルを改め、多様な雇用形態やフレックスタイムなど弾力的な労働時間の導入など、男性も家事・育児に参加しやすい職場環境を構築していくことが、少子化対策、男女共同参画社会の実現の観点からも必要となっています。

また、母子の健康の保持増進を進めるうえでも母子保健医療体制を充実させることは重要な取り組みとなります。健やかな妊娠・出産を支援するとともに、安心して子育てができるよう乳幼児健診等の場を活用した親への相談指導の充実や、小児医療体制の充実を図る必要があります。

子どもの健やかな成長を図るため、既存の関連施設の有効活用や、利用しやすい公園づくりなど、子ども同士や子育て中の親子が安心して集い、遊ぶことのできる地域環境の整備を進めていく必要があります。

【主な施策】

①母子保健医療体制の充実

心身ともに健やかな子どもを産み育てるため、妊産婦・乳幼児に対する健康相談、健康教育、フォロー訪問、疾病予防と早期発見・早期治療を進めるための保健医療体制を充実させます。

母子保健医療に関する情報について、個別通知、広報、健康カレンダー、ホームページ、メールマガジン等を通じて周知していきます。また、市の健診未受診者へは個別連絡や家庭訪問等により、受診勧奨を行います。

医療機関における乳児一般健康診査2回、妊婦一般健康診査14回、またHTLV-1検査、クラミジア抗原検査について公費負担をしており、母子健康手帳交付時やパパママ学級、出生児家庭訪問に、健診による母子の健康管理の重要性を指導し、受診勧奨していきます。

②健やかな成長を支える教育環境の整備

豊かな人間性や思いやりの心を育み、心身ともに健やかに成長できるよう、家庭、学校、地域社会の十分な連携のもと、地域における公園・図書館等の遊び場・居場所の整備・充実を図ります。

③子育てを支援する生活環境の整備

公共交通機関、公共施設や歩道など、子どもや子ども連れの方が安心して外出できる環境整備、交通安全対策、防犯対策等を推進します。

④ワーク・ライフ・バランスの推進

子育てと仕事の両立を希望する家庭が今後も働き続けていくためには、子育てに対する職場の理解と支援が求められており、男性も積極的に子育てに参加することができるように子育て家庭に配慮した働き方の見直しなど、男女共同参画やワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の考え方を普及し、誰もが子育てしながら働きやすい環境づくりを推進します。

パパママ学級の中で子育ての知識や情報の提供を行い、父親の育児への意識醸成を進めます。また父親も参加しやすいように毎コース土曜日の日を設け、沐浴やお産についての学習参加を図ります。そして、妊婦相談や乳幼児健診、教室においても父親の役割の必要性について伝えます。

また、育児休業制度が改正され、平成 26 年度より育児休業給付金が 50%から 67%になったほか、社会保険料も免除となり、育児休業を取得しやすくなりました。以上の内容などについては、各種機関等と連携し周知を図ります。

(11) 権利擁護の推進

高齢化の進行にともない、認知症高齢者の増加が予測されます。

また、全国的に、子どもや高齢者に対する虐待対応件数は増加傾向にあり、虐待防止に向けた取り組みが必要です。

今後は、誰もが安心して地域での生活を送れるよう、権利擁護に関する相談窓口の充実や、成年後見制度の周知等が重要です。

また、地域や関係機関等が連携し、虐待の防止、早期発見・対応に向けたネットワークの構築を進める必要があります。

【主な施策】

①成年後見制度の周知

成年後見制度について、制度内容の普及と活用促進に向けたPR活動を推進します。

②虐待防止ネットワークの充実

子どもや高齢者に対する虐待の防止、早期発見・早期対応に向けて、地域や関係機関が連携し、ネットワークの構築を図ります。

(12) 生活困窮者等への自立支援の充実

東日本大震災における教訓などから、高齢者をはじめとする孤立問題等について、これまで以上に地域住民が積極的に関与する地域福祉の推進が求められています。

なかでも、孤立死の発生要因としては、地域の人と人とのつながりの希薄化や、生活困窮者の情報が行政機関に伝わりにくいなどの課題が指摘されています。

また、経済環境や雇用形態が大きく変わる中で、全国的に生活保護世帯が増加するとともに、低い所得のために生活に困窮する若年層が急増しています。

上記を踏まえ、国では生活保護に至る前の生活困窮者への支援を抜本的に強化することを目指し、生活困窮者自立支援法を整備し、平成27年4月から施行されます。

今後は、適切な相談をはじめ、住宅の確保、就労に向けた支援など、生活困窮に陥った人の自立に向けた総合的な支援体制の構築が求められます。

【主な施策】

①生活困窮者の把握

自立相談支援機関、福祉事務所、ハローワーク等、関係機関と連携しながら、生活困窮者に関する情報の把握に努めます。

②自立に向けた相談支援の充実

生活困窮者の自立に向けて、分野横断的に関係機関等が連携しながら、生活困窮者自立支援法に基づく総合的な相談・支援を行います。

③住宅の確保に向けた支援

「住宅確保給付金」の支給をはじめ、生活困窮者の住まい確保に向けた支援を行います。

④就労に向けた支援

関係機関が連携し、生活自立支援や社会参加自立支援などの「就労準備支援事業」の取り組みを推進します。

基本目標3 健康で生きがいをもって社会参加できる環境づくり

(13) 健康づくりの支援

わが国の平均寿命は世界でも最高の水準にありますが、がん・脳梗塞・心臓病・糖尿病といった生活習慣病が増加しています。また、高齢化が進行していることもあり、認知症や寝たきり等の要介護状態になる高齢者も増加しています。

生活習慣病予防や介護予防の観点から、市民一人ひとりの健康に対する意識を高め、それぞれが主体的に健康づくりに取り組んでいくことが必要とされており、身近な地域で健康づくりが継続できるような環境づくりが求められています。

【主な施策】

①健康づくり活動の推進

市民の健康づくりの場となる保健福祉センターの有効活用を図る適切な維持管理及び機能充実に努めるとともに、健康づくり関係機関・団体の連携強化による市民の健康づくりに向けた効率的な取り組みに努めます。

また、健康ふれあいセンター「ゆーぷる」の利用促進を図り、市民の自主的な健康づくり活動を支援します。

そして、シニア健康サポーターを中心とした自主いきいき貯筋クラブが定着してきており、今後も一層の活動支援を行います。

さらには、養成が進んできている介護支援ボランティアの一層の充実を図ります。

②食からはじめる健康づくり

食生活の視点からの生活習慣病予防や健康づくりを推進するため、食育推進委員や食生活改善推進員と連携し、市民のライフステージに応じた食育を推進します。

③健康教育・相談の強化

生活習慣病予防、介護予防のための健康教育や健康相談を推進するとともに、気軽に相談や教育を受けられるよう、事業のPRや参加しやすいイベントを企画し、参加者の増加に努めます。

④総合健診の充実と受診率の向上

健康に対する自己管理意識の向上のための啓発活動を推進します。また、総合健診の内容を充実させ、各受診者に適した検査項目の見直しを行うとともに、特定健康診査や人間ドックの受診率の向上に努めます。そして、健診の結果から、健康づくりの必要性が高いと判断した市民に対しては、保健師が介入して行う特定保健指導等の専門的な指導につなげるなど、健診後のフォローの充実を図ります。

さらには、健診対象年齢の幅を広げ、健診内容・健診体制の充実による健診受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期治療の推進と、健康意識の啓発を促進します。

⑤疾病予防の促進

受診率の向上を図るため、対象者への個別通知等、予防接種の実施体制を充実させるとともに、適切な接種管理を図るための予防接種データを保管します。さらに、疾病予防意識の啓発を推進します。

⑥介護予防事業の推進

介護予防が特に必要と思われる高齢者を把握し、介護予防のための計画を立案して通所型や訪問型の介護予防事業への参加を促進します。また、一般の高齢者に対しては、介護予防のための知識を普及するとともに、地域ぐるみでの介護予防活動の支援に努めます。

⑦在宅療養支援の強化

医師とケアマネジャーなど、医療と福祉の連携を強化しチームケアの確保に努め、在宅療養支援体制の充実に努めます。また、介護に携わる家族への訪問指導の充実にも努めます。

(14) 生涯学習の推進

地域の人と人とのつながりの希薄化、高齢化が進む現在、人と交流し、地域との関わりが持てる生きがいつくりの重要性は高まっています。

また、団塊の世代が定年を迎え、地域の中で過ごす時間が多くなる人の増加が予想されるため、生活の質を維持するうえでも生きがいつくりや活動の場づくりを支援することが重要です。

今後も、身近な地区公民館を中心に、市民が共に参加し学び合う学習機会の充実に努めるとともに、市民が主体的に行うサロンやサークル活動の支援に努める必要があります。

【主な施策】

①生涯学習推進体制の強化

地区公民館等におけるサロンやサークル活動など、自主的な学習活動を支援するとともに、活動グループの育成及びネットワークづくりを推進します。また、生涯学習のより一層の推進に向け、出前塾講座や学習内容の充実を図り、さまざまな学習機会を提供し、市民の参加機会の拡大に取り組みます。

②講座等の充実

中央公民館では専門性・広域性の高い講座を開設、地区公民館ではいきいきホットサロンの充実を図ります。また、幼児教育・青少年教育、成人教育・高齢者教育等、ライフステージ別の生涯学習を推進します。さらに、社会の課題に対応する生涯学習プログラムを整備するとともに、家庭教育の充実を図るための実践運動を展開します。

(15) 高齢者・障がい者の就労支援、雇用の促進

近年、高齢化の進行が見込まれる中、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、高齢者にふさわしい地域に密着した仕事を確保し、就業希望者へ就業提供している峡北広域シルバー人材センターに対し活動支援を行っています。

会員数においては、対前年比微減となっておりますが、会員数の増加に向け就業を希望する高齢者に対し、説明会を開催しています。また、就業先の拡大に向けて、新規企業への訪問などを行い、新たな契約先の開拓を行っています。

一方、障がい者の就労の場の確保は困難で、一般事業所の雇用や福祉的な就労が限られているのが現状です。

今後は、働く意欲のある人がその適性と能力に応じて就労の機会が得られるように、民間企業をはじめとした関係機関が連携・協力し、地域社会全体で就労支援を進める必要があります。

【主な施策】

①高齢者の雇用の促進

高齢者の豊かな知識や経験、技能を活かしたシルバー人材センター事業を活用し、会員の加入促進や技術訓練等により、特に前期高齢者に対するより一層の就労、雇用拡大を支援します。

②障がい者の雇用・就労の拡大と定着

時代に即した教育の充実に合わせて、特別支援学校等と労働、福祉関係機関や企業との連携を強化し、職業訓練と進路指導の充実を図り、雇用の促進に努めます。さらに、地域活動支援センター等の社会復帰施設を広域的に支援・整備していきます。

また、峡北地域障害者自立支援協議会において就労支援部会を設置し、福祉関係機関、教育機関や商工関係団体等が協議・連携し、障がい者の就労改善に努めます。

障がい者の社会的自立を支援するため、市内の法定雇用率未達成の企業等に対しては、障がい者の雇用に対する理解を求めながら、協力を要請していきます。個人情報等により雇用率の把握は困難なため、福祉事務所等と連携し要請を行います。

市では障害者法定雇用率の達成を目的に、葦崎市職員の採用選考試験に身体障がい者対象選考枠を設け、身体障がい者の雇用を促進します。

(16) 地域交流の推進

地域福祉を推進していくためには、市民がお互いに交流を深め、地域の問題を地域みんなで協力し、解決していこうとする意識が必要です。

近年、核家族化の進行、自治会や老人クラブなどの加入者の減少など、地域のつながりが希薄化している状況がみられ、「向こう三軒両隣」の意識が薄れつつあります。

今後は、市民の交流を深めるためには、身近な地域で市民同士が話し合える場を充実させるとともに、隣近所同士でのあいさつや声かけ運動など、できることからつながりを広げていく必要があります。

また、すべての市民が気軽に参加できる交流の場づくり等を通じて、市民同士の交流を促進し、身近な地域で支え合える関係づくりを進めることが必要です。

【主な施策】

①活動の拠点、交流の場づくりの推進

地区や町の公民館・集会所のほか、学校、保育所、児童センター等公共施設への併設や空き店舗などの活用により、地域の交流の場づくりを推進します。

②世代や障がいを越えた交流の場への支援

高齢者、障がい者、青少年等を対象に開催されているさまざまな地域行事について、市民参加を促進し、地域での交流が活発化するよう支援します。

また、公民館等、日頃から気軽に集まれる場所での交流活動を支援します。

第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の普及・啓発

本計画で定めた地域福祉の取り組みを推進するにあたって、市民、事業者、行政等、計画に関わるすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、広報紙、ホームページ、計画の概要版といった媒体を通して、広く計画の周知を図ります。

また、福祉に関する講座や生涯学習活動の中で、地域福祉計画の普及・啓発を行います。

第2節 市民・関係団体・行政等の連携推進

地域福祉の推進には、一人ひとりができることから取り組むとともに、相互に連携・協力していくことが重要です。

今後は、市民・関係団体・行政等、地域福祉を担う各主体が交流・連携し、効果的な見守り・支援が行える体制づくりを目指します。

第3節 庁内推進体制の構築

地域福祉の推進に向けて、庁内関係各課が横断的に情報を共有できる仕組みを構築するとともに、地域福祉に関する諸課題の対して、連携して取り組む体制づくりを進めます。

第4節 計画の進行管理

計画の着実な実施に向けて、関係各課の連携のもと、定期的に計画の進捗状況の確認と、必要に応じた見直しを行います。

韮崎市地域福祉計画

発行年月 平成 27 年 3 月

発 行 韮崎市 福祉課

〒407-8501 山梨県韮崎市水神一丁目3番1号

Tel : 0551(22)1111 Fax : 0551(22)8479
